

平成三十年六月五日受領
答弁第三二二一号

内閣衆質一九六第三二二一号

平成三十年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出内閣府地方創生推進室次長の出張の実態に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出内閣府地方創生推進室次長の出張の実態に関する再質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの「同行者」については、その具体的な範囲が明らかではないため、お答えすることは困難である。

その上で、御指摘の平成二十六年十月二日から平成二十七年十月二日までの間（以下「本件期間」という。）に、藤原元内閣府地方創生推進室次長は、同年八月五日から同月六日にかけて、熊本県熊本市、岡山県岡山市及び愛媛県今治市に出張しており、その「用務先」はホテル熊本テルサ、岡山理科大学及び今治市役所であり、「用務内容」は講演会への出席、国家戦略特別区域制度及び構造改革特別区域制度に関する意見交換並びに今治市長への訪問であり、「旅費支給額」は九万八千八百二十四円であるが、当該出張については、内閣府において、移動手段の一部に民間事業者が管理・運行する業務用車両を用いた可能性を認識し、当該出張全般について調査して関係法令との関係を含めて精査する必要があると判断したため、現在、国家公務員倫理審査会事務局に調査方法や調査の範囲を相談しつつ調査（以下「本件調査」という。）を進めているところであり、当該出張に係るその余のお尋ねについては、現時点においてお答え

することは困難である。

また、本件期間におけるその他の出張に係るその余のお尋ねについては、調査に時間を要するため、お答えすることは困難である。

五及び六について

一から四までについてでお答えしたとおり、内閣府において本件調査を進めているところであり、お尋ねについては、現時点においてお答えすることは困難である。